

建設委員会行政調査報告から

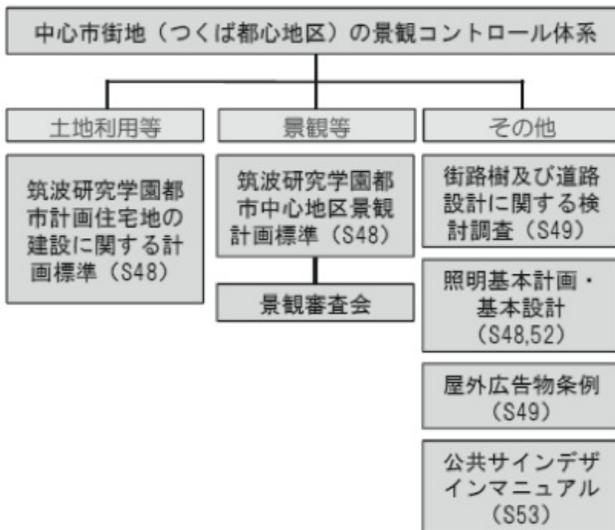
【つくば市】

つくば市無電柱化条例について

1 つくば市無電柱化条例制定の背景

(1) つくば市のまちづくり

つくば市は、国主導による研究学園都市として、都心地区の一部と住宅地区の一部では、新住宅市街地開発事業（全面買収）で整備したことから、各種計画に基づき、まちづくりを行ってきた。その計画に基づくまちなみ誘導については、以下のように細かく制限をしており、その制限の一つとして、当初から電線類の地中化を行い、特に中心市街地は完全地中化を図っていた。



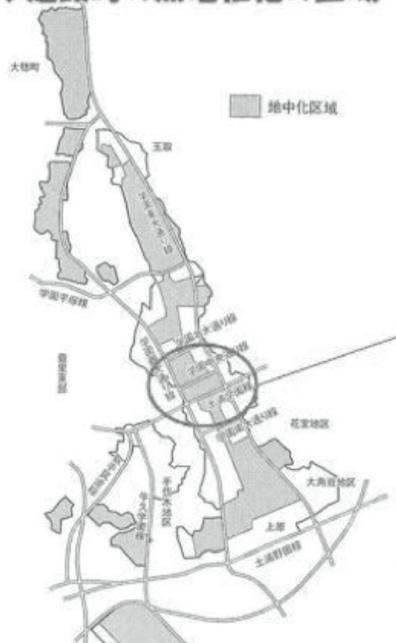
◆まちなみ誘導の例

- ・ペデを整備し歩車分離
- ・建築物は大通りから10mセットバック
- ・大通り沿いには緑地帯
- ・建ぺい率は10～30%程度
- ・容積率は20～100%程度
- ・緑化率は50%程度
- ・日照を確保できる住棟配置
- ・電線類の地中化 など

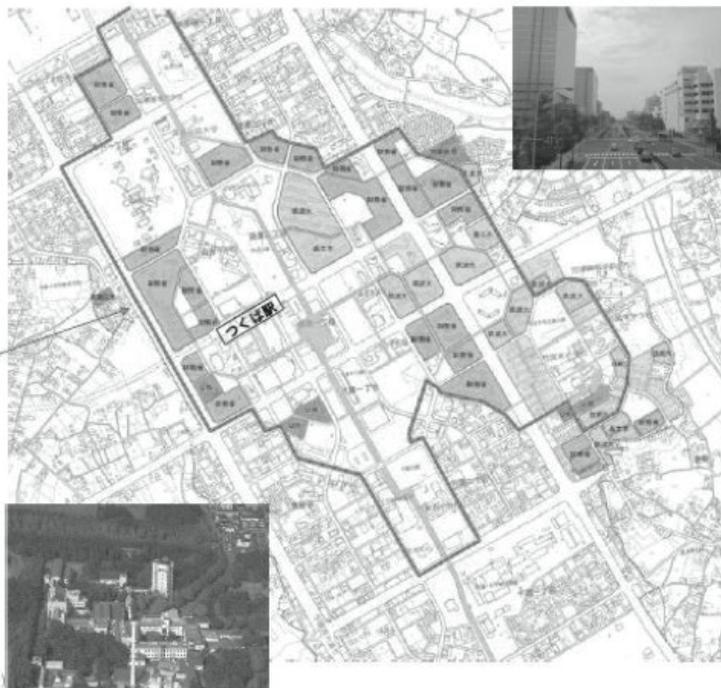
◆電線類の地中化

- ・主要幹線道路は地中化を行う
- ・研究・教育施設地区はほぼ地中化を図る
- ・中心市街地と計画住宅地は地中化を図る
特に中心市街地は完全地中化を図る

◆建設時の無電柱化の区域



（筑波研究学園都市 昭和56年3月）



(2) 条例制定の背景

つくば市では、中心市街地に国家公務員宿舎が整備されており、それに併せて無電柱化を図っていたが、平成17年から国家公務員宿舎の廃止や売却が行われ、国家公務員宿舎跡地における新たな開発では、それまで無電柱化が行われていたエリアにおいても架空線により電線類を整備する箇所が現れてきた。



無電柱化は、良好な景観のみならず都市の防災機能の向上や円滑な交通の確保においても大きな役割を果たしていることから、既に無電柱化している区域の無電柱化を維持するために、つくば市中心市街地再生推進会議の設置、地区計画や高度地区の指定、公務員宿舎等売却時の事業者との調整、都市の再構築に向けた検討やインフラの更新、ペDESTリアンデッキ（歩行者専用道路）などの公共空間を活用した都市の魅力づくり等に取り組みながら、国家公務員宿舎跡地のまちづくりの誘導を行ったが、無電柱化を行うことは困難であったため、平成28年9月に日本初となる無電柱化条例を制定した。

2 条例の概要

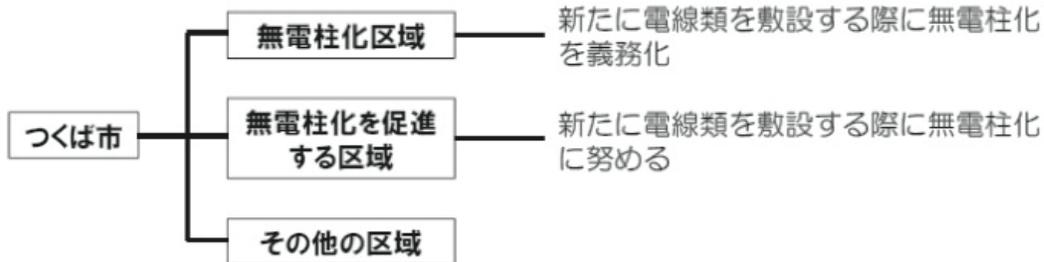
(1) 条例の概要

特定のエリア内での新規開発等を行う際に、電線類を敷設するためには、電線類を地下に埋設することを義務化するものであり、以下の5つの特徴がある。

- ・新たに電線類を敷設する際に適用されるものであり、既存の電柱は対象外である。
- ・公共用地のみではなく、民地に対しても制限を行う。
- ・電線類等を敷設するものすべてが対象である。
- ・地中化設備の構造や管理等は定めていない。
- ・無電柱化の際の弊害についても対応している。

(2) 条例による制限

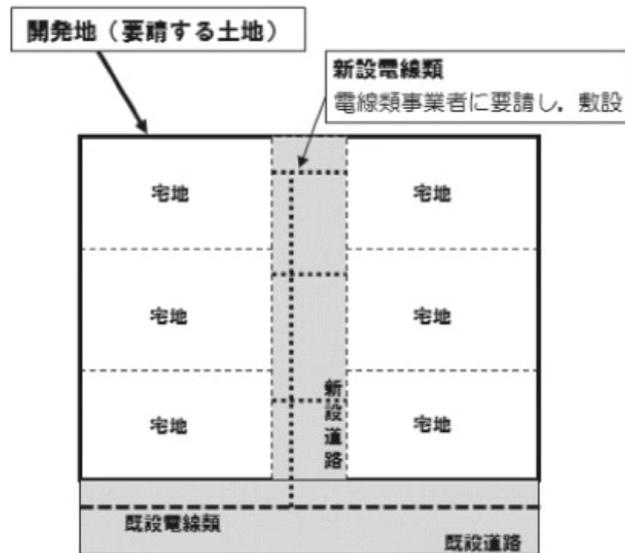
つくば市を「無電柱化区域」, 「無電柱化を促進する区域」, 「その他区域」の3つのエリアに分けて条例による制限を行っている。



①無電柱化区域における制限

つくば市内の4地域, 約380haを指定しており, この地域内においては, 大きく2つの制限を設けている。

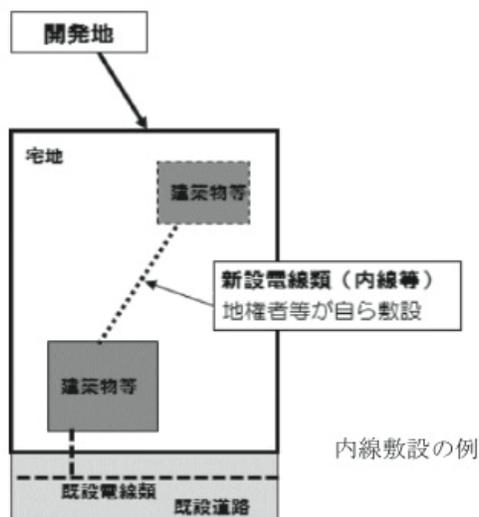
制限1 電線類の敷設を要請する者（開発事業者など）は, 電線類地中化のための管路や特殊部, 附帯設備などを整備し, 電線路については, 電線路を地下に埋設するための費用を負担しなければならない。



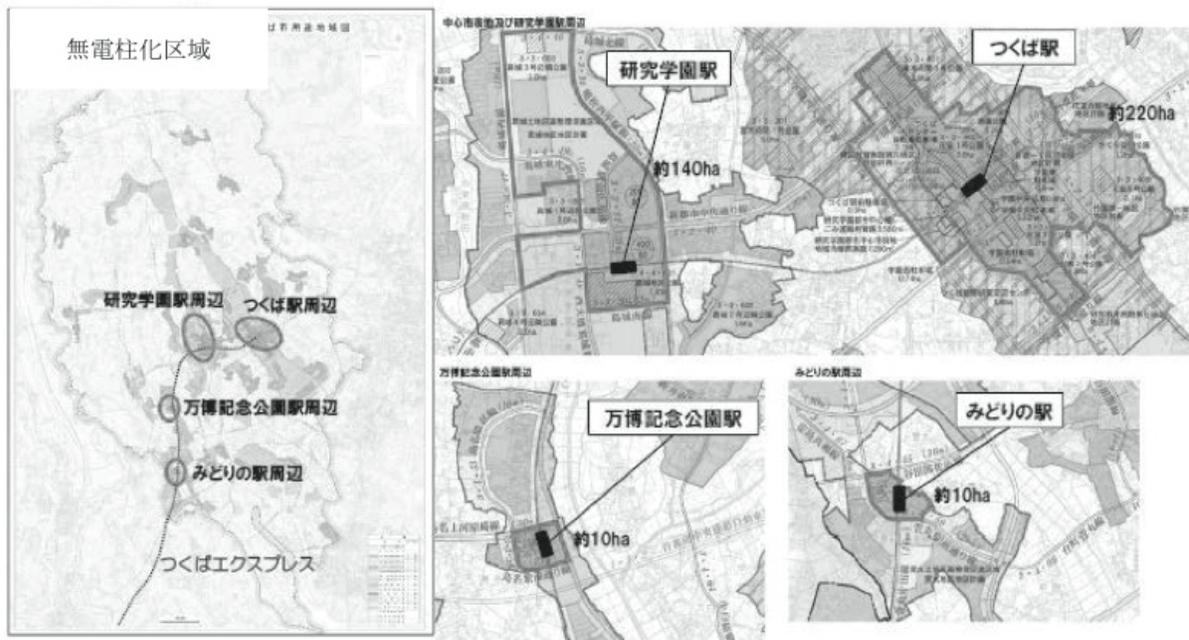
電線類敷設の例

制限2 敷地内で内線（電気事業者または電気通信事業者以外の者が所有する電線類）を敷設する者は, 地中化により無電柱化をしなければならない。

※ただし, 1, 2とも技術的な困難な場合や工事等により一時的に使用するときなどについては, この限りでない。



内線敷設の例



②無電柱化を促進する区域での制限

「新たに敷設する電線類と既設の電線類との接続箇所が既に地下に埋設されている」、「開発行為の面積が1haを超える場合」という2つの条件を定め、この2つに合致する場合に、努力規定を設けている。

努力規定1 電線類の敷設を要請する者（開発事業者など）は電線類が地下に埋設されるよう努めなければならない。

努力規定2 敷地内で内線（電気事業者または電気通信事業者以外の者が所有する電線類）を敷設しようとする者は、内線を地下に埋設するよう努めなければならない

※ただし、1、2とも技術的な困難な場合や工事等により一時的に使用するときなどについては、この限りでない。

(3) 無電柱化による弊害への対応

無電柱化した場合には、街灯等の設置を規定（無電柱化区域では義務化、促進する区域では努力規定）しており、また、規則によって照度も規定している。

設置箇所	平均水平面照度 (lx)	鉛直面照度 (lx)	均斉度
歩道（街路灯）	5以上	1以上	0.2以上
道路外（防犯灯）	3以上	0.5以上	

(4) 勧告と公表

本条例では、実効性を担保するために、違反又は違反するおそれのある者に対し、勧告と公表を規定している。

①勧告

無電柱化区域における規定及び街灯の設置の規定に違反、又は違反するおそれがあると認める者に対し、違反を是正するために必要な措置をとることを勧告する。

②公表

勧告を受けた者が、正当な理由無く勧告に従わないときには、氏名及び住所並びに勧告内容を公表する。公表は市のホームページや広報誌などで行う。

(5) 条例制定までの検討事項

①どこまで制限し、どこまで対象することが相応しいのか

- ・開発等で新たに電柱を建てさせないことに早急に対応する
- ・対象は通信をも含む電線類を敷設する行為すべて
- ・行為の制限なので構造の制限は別途検討する

②このような制度が他の法令の違反とならないのか

「地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができる」

- ・憲法第29条財産権：公共の福祉の範囲内であるか
- ・都市計画法、建築基準法等：電線類に関して適用除外はあるが特に問題なし
- ・電気事業法等：電気等の供給を妨げないか

③電気事業者などにも決められたルールがあり、それらをどのように考えるか

電気事業者等が所有するルール（約款等）と整合性を取る必要がある

④前例がないため、どこから手をつけるか

関係する法律を調べ、目的、制限事項を明確にしなければならない

⑤無電柱化に対し、補助金を交付する必要があるか

条例が制定されれば、全事業者が同じ条件になり、開発事業者にとっての負担増とならず、補助金の有無は影響しない

⑥抜け道が無いように気をつける

⑦電気事業者などとの調整をどうするか

3 条例制定後の課題、今後の展開

(1) 課題

条例施行から約3年が経過しているが、無電柱化区域の中は開発が進んできている。条例によって、無電柱化区域の中では、当然無電柱化することがスタンダードになっており、すべて無電柱化されている一方で、無電柱化が努力義務である無電柱化促進区域では、無電柱化は進んでいない。

(2) 今後の展開

無電柱化区域の電柱がある区域において無電柱化を促進し、現在架空線で整備されている地域についても、無電柱化を検討し、条例で定める無電柱化区域の拡大を検討する必要がある。

【相模原市】

相模原市パークマネジメントプランについて

1 相模原市パークマネジメントプラン策定の背景と目的

近年の都市を取り巻く社会状況は大きく変化しており、都市公園においては、少子高齢化や都市構造の変化に伴う利用形態の変容や多様化、施設の老朽化、管理費の増大等の課題が生じている。

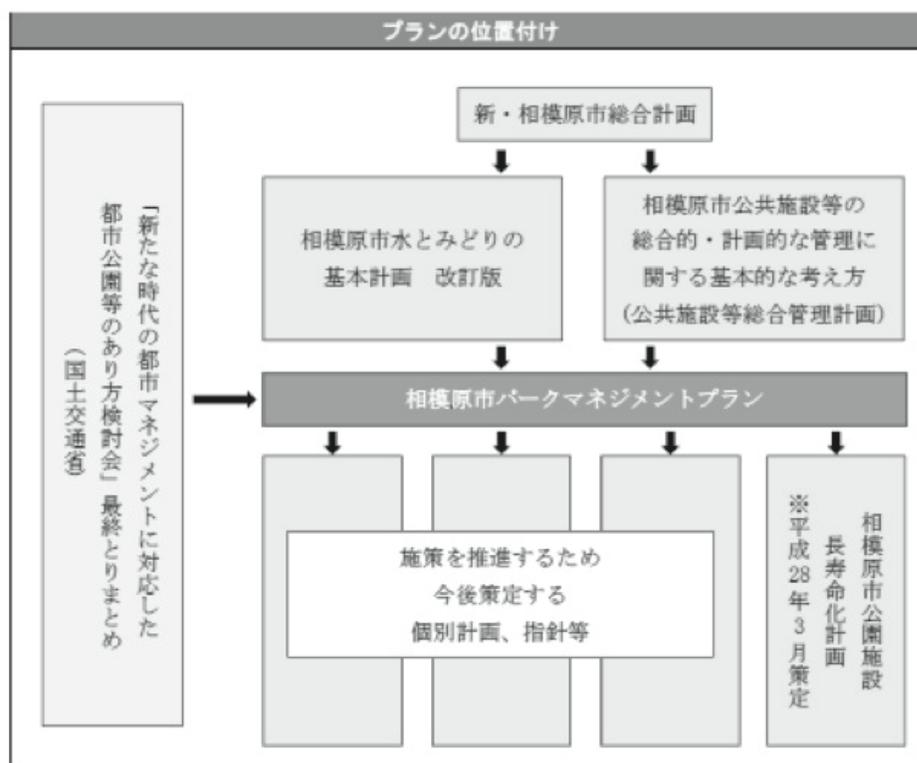
相模原市においては、緑地保全や緑化推進の「量」を確保する目標は定めていたが、公園を都市の資産として有効に活用していくためには、公園の目指すべき方向性や担うべき役割を明らかにした上で、行政だけでなく、市民や地域団体、学校、民間事業者等とともに考え方や目標（目指すべき公園像）を共有し、施設の計画的な管理や、運営のために協力し合い、公園の「質」を高めていくことが必要であるとし、行政や市民、地域団体、学校、民間事業者等が連携し、公園の「質」を高めていくための道しるべとなることを目的に、「相模原市パークマネジメントプラン」を策定した。

2 相模原市パークマネジメントプランの概要

(1) 本プランの位置づけ

本プランは、「新・相模原市総合計画」及び「水とみどりの基本計画改訂版＝生物多様性さがみはら戦略＝」に基づくとともに、相模原市公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方を踏まえ、都市公園の更なる機能の発揮のため、都市公園の管理及び運営の方針を定めたものである。

また、国土交通省が平成28年5月に公表した「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終とりまとめを参考にしている。



(2) 本プランの概念

本プランは、市民の豊かな暮らしを実現するために、公園が担うべき役割や目指すべき公園像を明確にし、施設の適切な管理等に関するハード面の方針（管理方針）と、公園の利活用や適正利用等に関するソフト面の方針（運営方針）を定めるものである。これらに基づいた管理運営を行うことによって、公園の更なる魅力向上や、より効果的、効率的な管理運営、適正利用の推進等により、魅力的な公園づくりの実現を目指すものである。

また、管理方針と運営方針について、個々の方針に基づき管理運営を推進するだけでなく、両方針を融合することで、一層の公園の機能発揮等の実現を目指すものである。

(3) 本プランの対象

本プランは、相模原市が管理する都市公園及び都市公園予定地を対象とするが、都市緑地等は、設置の主な目的が緑地の保全等であるため、対象外としている。

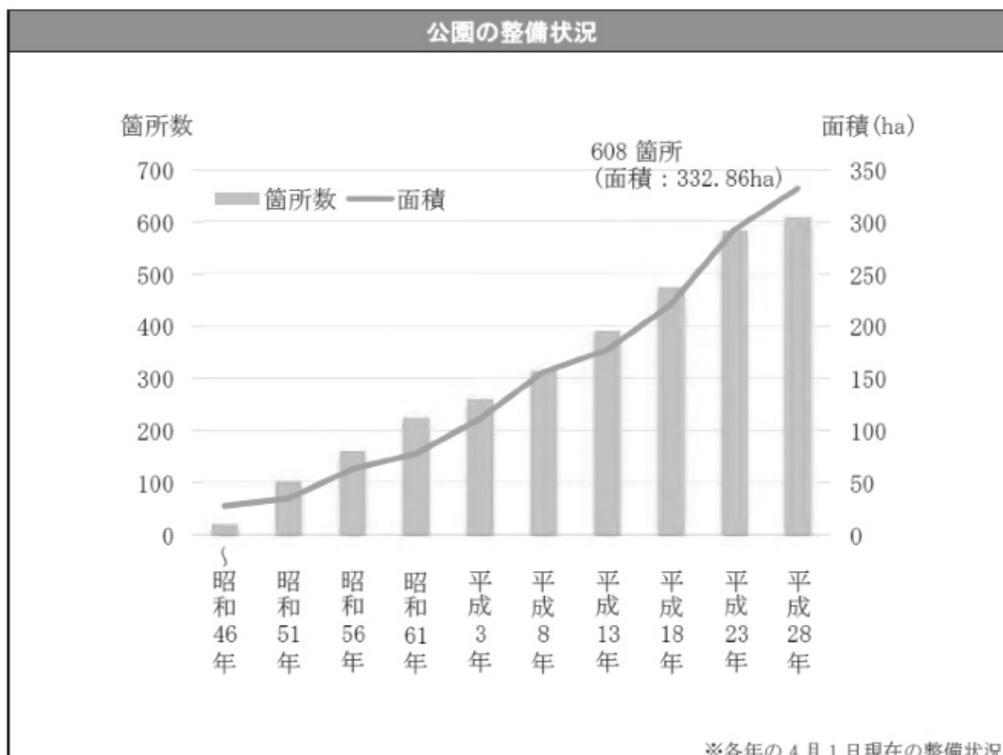
3 相模原市の公園の現状

(1) 都市公園数 618箇所、都市公園の1人当たりの面積 約4.7㎡（令和元年8月現在）

(2) 公園の設置状況

都市公園の設置に関する指標である「都市公園の1人当たり面積」については、国が10㎡（市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積については5㎡）を標準としていることや、他の政令指定都市に比べ低い値である。

また、市で直接施工して公園を整備する手法に加えて、宅地造成の開発行為を行う際には、相模原市開発事業基準条例により、公園の整備を義務づけており、今後は開発的行為による公園の増加が見込まれている。



政令指定都市等の公園整備状況

都市名	箇所数	都市公園等 面積 (ha)	1人当たり公園面積 (㎡/人)
札幌市	2,739	2,477	12.6
仙台市	1,788	1,636	15.2
さいたま市	979	663	5.1
千葉市	1,099	910	9.4
東京特別区	4,274	2,779	3.0
横浜市	2,679	1,835	4.9
川崎市	1,129	575	3.8
相模原市	616	337	4.7
新潟市	1,399	822	10.4
静岡市	507	432	6.3
浜松市	568	657	8.4
名古屋市	1,471	1,613	7.0
京都市	925	644	4.4
大阪市	991	953	3.5
堺市	1,180	704	8.5
神戸市	1,649	2,682	17.5
岡山市	467	1,144	16.5
広島市	1,149	908	7.8
北九州市	1,716	1,176	12.4
福岡市	1,685	1,292	8.4
熊本市	1,010	688	9.4
政令指定都市等計	30,020	24,927	6.8
全国計	109,053	126,231	10.5

※出典：国土交通省都市局公園緑地・景観課

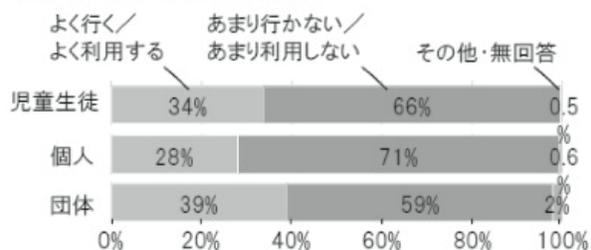
※平成30年3月31日現在

(3) 公園の利用状況

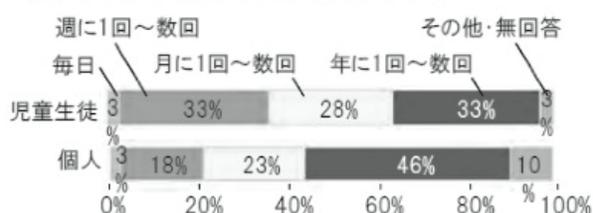
平成27年度及び平成28年度に行ったアンケート調査によると、日常的に公園を利用する方は約3割であるが、日常的に公園を利用する方は「毎日」、「週に1回～数回」と利用しており、公園の利用状況としては、二極化が進んでいるという状況にある。

また、よく利用すると名前が挙げられた公園は約400箇所、幅広く公園が利用されている。

《設問：公園に行きますか》



《設問：公園にはどのくらい行きますか》



(4) 公園の運営管理に係る課題

①公園施設の適切な管理

設置から30年以上経過した公園が全体の公園数の約40%を占めており、今後も設置後相当年数経過した公園が増加していくことから、施設の老朽化及び樹木等の巨木化や老木化等への対応が必要である。

②利用者のニーズへの対応

「公園が近くにない」、「遊びたい遊具がない」、「公園が小さい」、「休む場所がない」等の公園をあまり利用しない理由を踏まえた、公園利用者のニーズへの対応が必要である。

③多様な主体との連携による公園の管理運営

公園のより効果的、効率的な管理運営、魅力の向上等には、市民や地域団体、民間事業者等の多様な主体と連携した管理運営が不可欠であることから、より一層の連携の促進を図るための仕組みづくりが重要である。

④公園の適正利用の促進

一部の利用者等が原因となり公園を快適に利用できなくなる等の課題が生じており、より一層、公園の適正利用を促進する取組が必要である。

⑤要望等の傾向の把握

公園をより快適な空間とするためには、要望等が生じる前に対応することや、迅速かつ確かな対応を行う必要があり、要望等の理由や状況等の傾向を把握した上で、管理運営の方針等に反映させることが重要である。

4 本プランに基づく主な取り組み

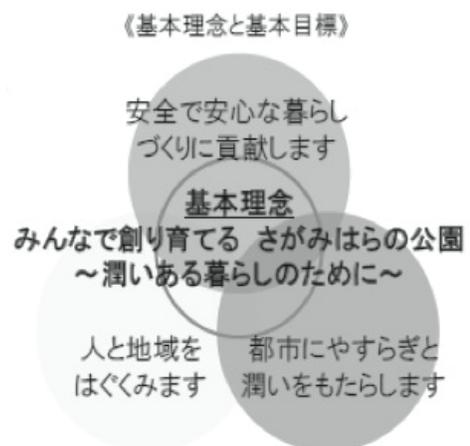
(1) 基本目標

基本理念である「みんなで創り育てるさがみはらの公園～潤いある暮らしのために～」の実現に向け、次のとおり3つの基本目標定めている。

【基本目標1】安全で安心な暮らしづくりに貢献します

【基本目標2】人と地域をはぐくみます

【基本目標3】都市にやすらぎと潤いをもたらします



(2) 基本方針

それぞれの基本目標に基づいた基本方針と基本方針に基づく具体的な取り組みを次のとおり定め、各種施策を行っている。

○基本目標1：安全で安心な暮らしづくりに貢献します

基本方針	施策
①公園を適正に管理します	1-1 公園施設（樹木等を除く。）の安全・安心の確保 相模原市公園施設長寿命化計画に基づく施設の計画的な点検や管理に取り組むとともに、施設の異常発見時の速やかな対応による利用者の安全・安心の確保を推進する。
	1-2 樹木等の適正な管理 計画的な点検や樹種等に応じた管理、適正配置等を推進し、越境や倒木等の課題への対応を図る。平成30年3月に樹木管理の指針となる「相模原市公園樹木等維持管理計画」を策定。
②ルールを守り、快適な空間を創出します	1-3 利用ルールの周知及びマナーの向上 公園の利用ルールの共有を推進するとともに、不法投棄や私的利用等の不適正な利用への対策に取り組む。
	1-4 駐車場の適正利用の推進 利用方法の周知や見回りの強化に引き続き取り組むとともに、有料化による適正利用を推進する。
③誰もが平等に利用できる公園を目指します	1-5 バリアフリー化等の推進 施設のバリアフリー化の推進等、誰もが平等に利用できる公園づくりに今後も取り組む。
④防災・減災に取り組めます	1-6 防災・減災対策の推進 防災・減災に資する公園の設置や、公園の利活用の促進、公園が持つ機能のより一層の発揮及び市民の防災・減災に対する意識の向上や取組への支援により、防災・減災対策を推進する。

○基本方針２：人と地域をはぐくみます

基本方針	施策
①環境を学ぶ場として活用します	<p>２－１ 環境教育及び環境学習の推進</p> <p>実際にみどりに触れ合うことで、地球環境問題について学ぶとともに、みどりの大切さや公園の持つ様々な効果を学び実感できる機会をすることにより、地球環境問題への理解の促進や、人々の意識の向上に取り組む。</p>
②公園から地域を元気にします	<p>２－２ 地域による公園の利活用の推進</p> <p>公園で、他の利用者や近隣住民に配慮した上で、地域団体等による多様な行催事の実施や街美化アダプト制度の活用による主体的な管理運営、地元企業等と連携した取組等を行うことにより、地域コミュニティの創出や醸成が促進され、子どもたちがのびのびと遊べる場、健康づくりの場、高齢者の生きがいづくりの場等の多様な機能を発揮するために、既存制度の周知や新たな制度づくりに取り組む。</p>
	<p>２－３ 地域による公園の利活用ルールづくり</p> <p>街区公園について、公園の魅力向上や利活用の促進のため、地域が主体的に公園の管理運営に携わることが可能となるよう、市の公園の一般的な利用ルールを基本としながら、それぞれの公園の状況に見合った利活用が可能となるよう地域による公園の利用ルールづくりを促進する。</p>
③民間事業者等の積極的な利活用を推進します	<p>２－４ 公園の立地や規模、既存施設の内容等、その公園の特性を活かしつつ、利用形態、利用者ニーズ等を勘案し、民間活力等の導入を推進する。</p>
④様々な分野の事業主体との連携による公園の活用を推進します	<p>２－５ 様々な分野の事業主体との連携の強化</p> <p>公園が教育、健康福祉、文化振興、防災・減災等の多様な取組に貢献できるよう、様々な分野の事業主体との連携を強化する。</p>

○基本方針3：都市にやすらぎと潤いをもたらします

基本方針	施策
①都市にみどり豊かな潤いある空間を創造します	<p>3-1 豊かなみどりの確保と潤いある空間の創出。</p> <p>豊かなみどりの確保と潤いある空間の創出のため、既存樹木の保全や、周辺の土地利用等の土地の特性、水と緑のネットワークの形成等に配慮した公園づくりを推進する。</p>
②公園の適正配置を推進します	<p>3-2 公園の適正配置の推進</p> <p>街区公園について、公園が不足している地域への優先的な設置を推進するとともに、まちづくり関連事業により設置される公園について、事業者との協議により、利用者の利便性等を考慮した配置を推進する。</p> <p>公園の多様な活用等を推進するため、公園の統廃合による比較的大きな公園の確保の検討を行う。</p>
③市民のニーズに応じた、魅力的な公園づくりを推進します	<p>3-3 公園の機能分担の推進</p> <p>小規模な街区公園については、1箇所が多様な機能を発揮することは困難な場合が多いことから、近接する街区公園ごとに機能を特化させる等、相互に機能の補完をする、地域での公園の機能分担を検討する。</p> <p>3-4 ニーズに応じた公園機能の充実</p> <p>公園施設の設置に当たっては、公園利用者のニーズの把握に努めるとともに、ニーズに合った施設を選定する。</p> <p>地域に最も身近な街区公園について、公園の規模や果たすべき役割に応じた適切な施設の設置を推進する。</p>

5 今後の展開

(1) 詳細プランの検討

プランに定める市内の全公園を対象とした基本的な方針を踏まえ具体的な公園のマネジメントに向け、必要に応じて公園ごとの個別のマネジメントプランや、地域ごとの再生プラン等の詳細プランを策定する。

(2) プランの見直し

策定から5年を経過した令和3年度に、社会情勢の変化やまちづくりの状況、国の都市公園に対する考え方等を考慮した見直しを行うとともに、公園の種別や地域の特性等を踏まえた公園に個性を持たせることのできるプランへと見直す。

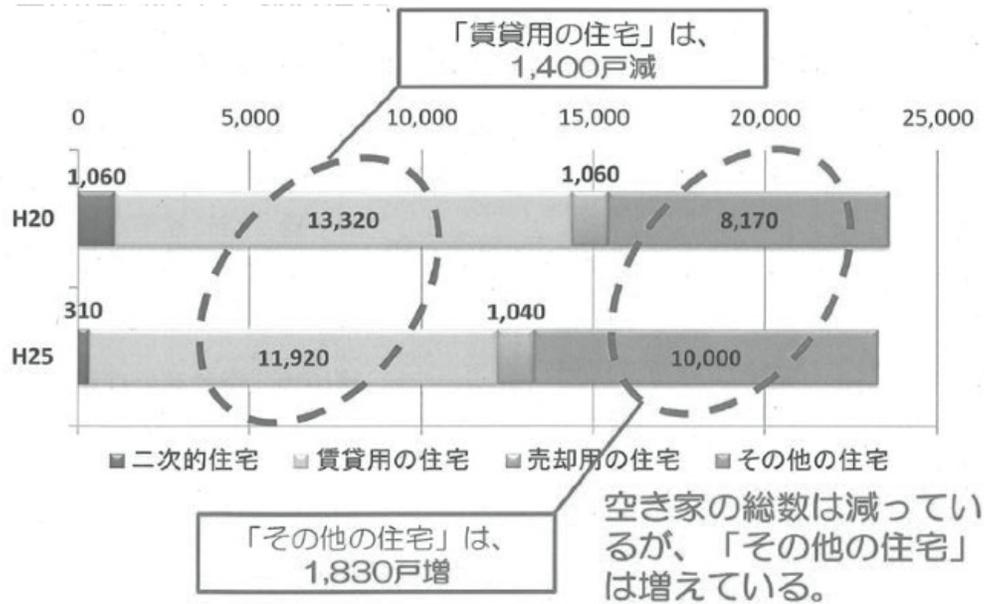
【富山市】

空き家対策について

1. 空き家の現状

(1) 富山市の現状

総務省の「住宅・土地統計調査」によると、富山市の空き家は平成20年から25年の間で23,630戸から23,260戸と減少傾向となっているものの、その内訳において、賃貸や売買、別荘などとして利用されていない「その他の住宅」が増加傾向にある。人口減少が進む中で、世帯数も減少に転じると推測されるとともに、高齢化に伴い、空き家の増加も懸念され空き家に起因する問題が増加する恐れがある。



【富山市内の空き家の種類】

以上のようなことから、総合的かつ計画的な空き家対策を推進するため、空き家の現状把握や所有者の意向確認を基にした「空家等対策計画」を策定することとした。

(2) 富山市空家基礎調査

町内会からの情報提供、上下水道局が所有する水道閉栓情報、消防局が所有する空き家情報などに基づく現地調査で、対象家屋に対し、調査員による目視（外観）などの調査を実施。

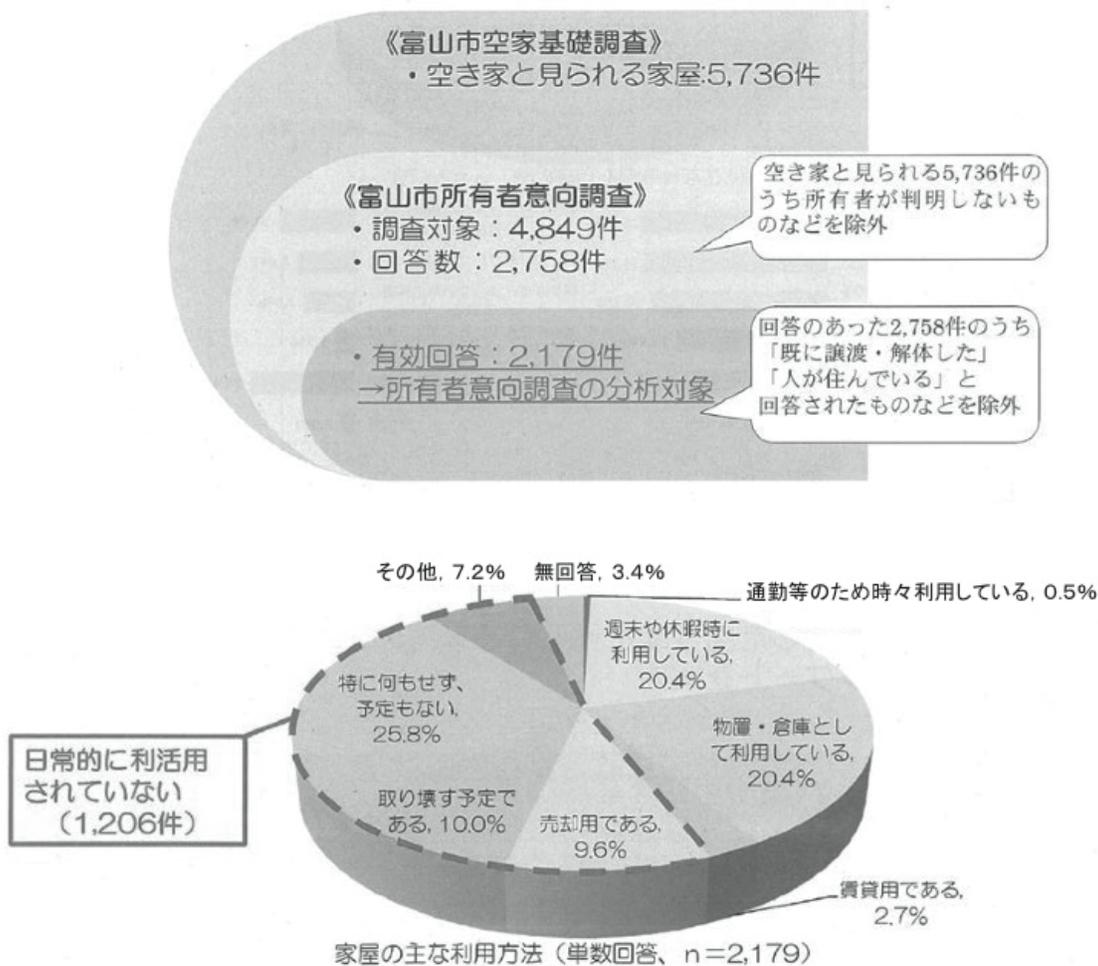
・空き家とみられる家屋

⇒調査の結果、空き家とみられる家屋5,736件を把握

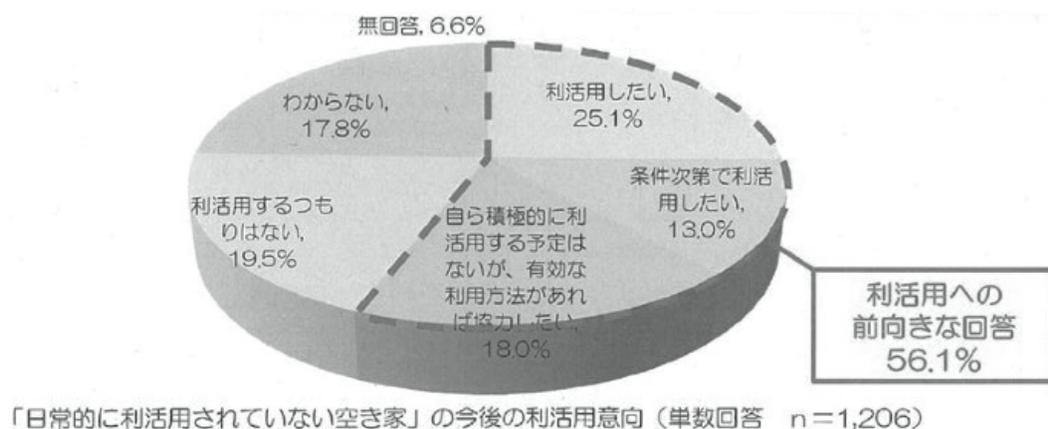
※空き家とみられる家屋は市内全域に見られ、都心地区の周辺部など、古くから住宅地として市街地を形成している地区に特に多い。

(3) 富山市所有者意向調査

空家基礎調査で把握した空き家とみられる家屋の所有者に対し、意向を確認するためのアンケートを実施。



【空き家の利用状況と未利用の理由】



【利活用の意向と課題】

(4) 課題の整理

○空き家の増加に関する課題

適正に維持管理されない空き家も増加する恐れがあることから、空き家に起因する問題の予防や解決に取り組むことが重要。

○空き家の利活用に関する課題

空き家の利活用に前向きな意向を持っている所有者は多いが、様々な問題を抱えている。

○空き家の維持管理に関する課題

所有者だけでは十分な維持管理を行うことが難しいケースがみられることから、周囲に悪影響を及ぼすおそれのある空き家については、空家特措法上の「特定空家等」と認定し、措置を行う必要がある。

2. 空き家対策の取り組み

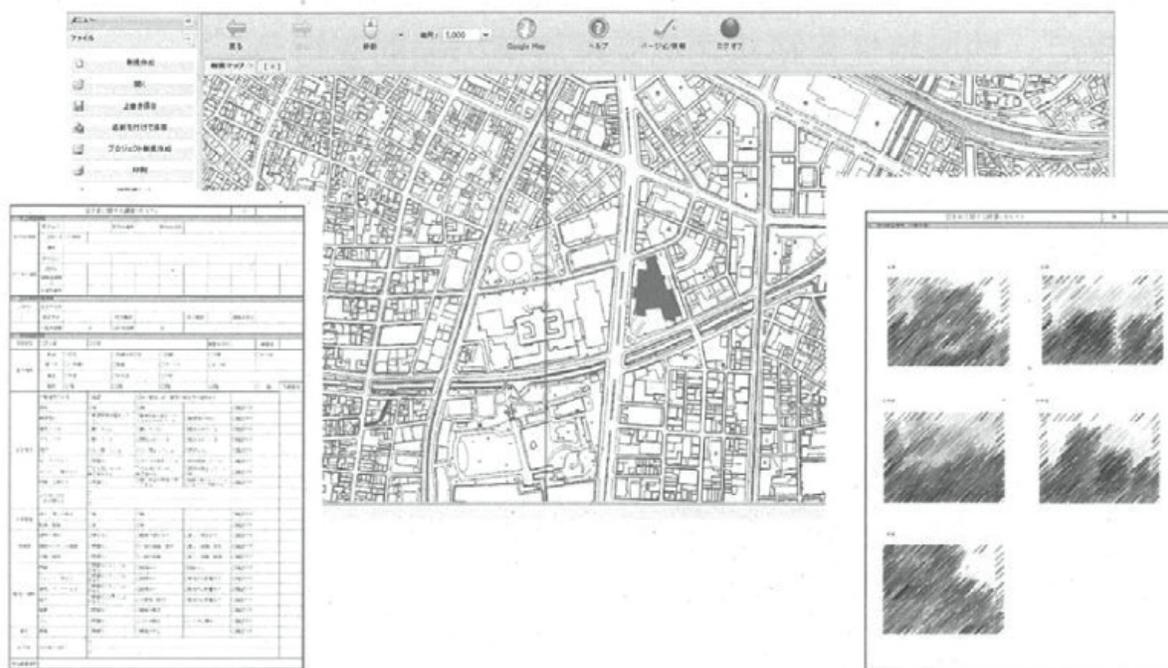
(1) 富山市空家等対策計画

「多様な主体と連携した取り組みによる、安全・安心で魅力ある住環境を実現」を基本目標とし、空き家に関する問題を「地域の抱える問題の一つ」と捉え、事業者や法務関係者、NPO、町内会、行政などが連携を図りながら、空き家に起因する問題の発生や解決、利活用の促進に努めていくことで、安全・安心なまちづくりを目指す。

①空き家に関する実態把握

空き家対策を効果的に実施していくため、市内の空き家に関する実態を把握し、データベースを整備する。また、町内会を通じた情報収集を行い、適宜情報の更新を行う。

・空き家情報データベースの整備と有効活用として、GISと連動した情報基盤の整備を行う。



②空き家化の予防

所有する家屋が空き家になる前から、家屋の所有者に対して意識の啓発、醸成を図るとともに、家屋の状態改善により、長く住み続けることができるようにする取り組みの支援を行う。

- ・所有者の責務についての意識の醸成としてチラシ・パンフレットなどによる情報提供を実施。⇒家屋の維持管理に関する責務や、放置することで生じる問題及び中古住宅としての流通や利活用に関するチラシ・パンフレットを作成。
- ・所有者などへの啓発としては、啓発パンフレット「空き家のはなし」の配布や出前講座などを実施。



③空き家の適正な維持管理の促進

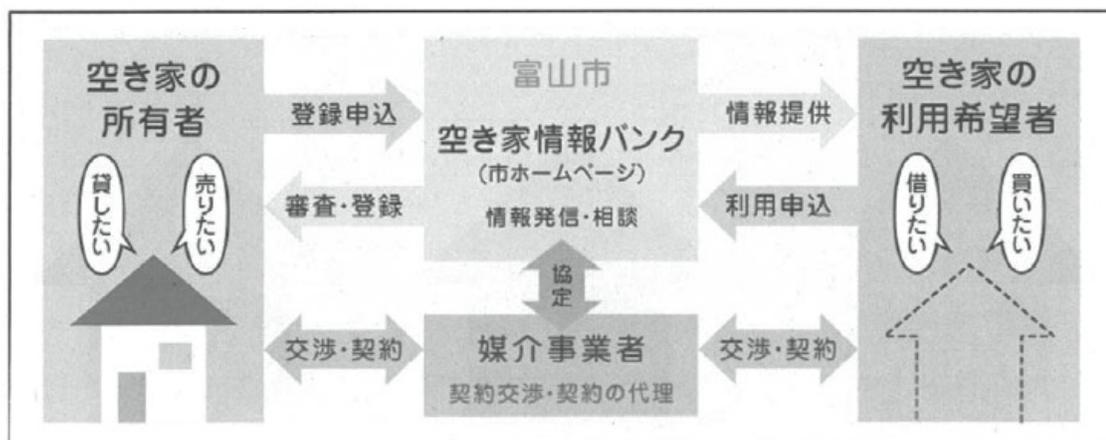
空き家の適正な維持管理が行われるよう、所有者に対して意識の啓発、醸成を図るとともに、空き家に関する情報収集や問題の早期解決のために支援する体制の整備に取り組む。

- ・地域との連携による空き家の維持管理への機運の醸成として、町内会からの情報に基づく対応を行うこととし、町内会などを通じて市内の空き家に関する情報を収集。空き家に関する問題の早期発見・早期対応に努めることにより、地域の空き家の状態悪化の防止を図る。

④空き家の利活用の促進

中古住宅としての流通や、地域の課題解決のための有効活用など、空き家の利活用に向けた取り組みを促進する。また、地域特性を踏まえた支援施策の検討を行う。

- ・空き家バンクの整備・改善を行うこととし、「富山市空き家情報バンク」の内容充実や使いやすさの向上、情報発信の強化による認知度の向上などにより、空き家の中古住宅としての流通促進を図る。



【空き家情報バンクのスキーム】

空き家再生等推進事業

地域活性化や地域課題の解決となる公益的な用途として空き家を活用することを目的とした改修・除却工事に対して助成を実施。

- ・改修工事：工事費の2/3（最大500万円）※工事後10年以上地域で活用
- ・除却工事：工事費の4/5（最大160万円）※工事後5年以上地域で活用

まちなか居住推進事業

中心市街地への居住を推進するため、良質な住宅の建設事業者や、住宅の建築・購入、賃貸で入居する市民に対して助成を実施。

○建築事業者向けの支援

- ・共同住宅の建設費への補助（50万円/戸）
- ・地域優良賃貸住宅の建設費への補助（120万円/個）
- ・業務・商業ビルから共同住宅への改修費補助（50万円/戸）
- ・共同住宅に設置する店舗、医療、福祉施設等の整備費用への補助（2万円/m²）
- ・ディスポーザー排水処理システム整備費用への補助（5万円/戸）
- ・宅地整備への補助（70万円/戸）

○市民向けの支援

- ・戸建て住宅又は共同住宅の購入費等の借入金に対する補助（50万円/戸）
- ・都心地区への転居による家賃補助（1万円/月（3年間））
- ・リフォーム補助（30万円/戸）

○実績（平成17年7月～30年3月）

合計1,074件 2,685戸

公共交通沿線居住推進事業

公共交通沿線居住推進地区への居住を推進するため、良質な住宅の建設事業者や、住宅の建設・購入等を行う市民に対して助成を実施。

○建築事業者向けの支援

- ・共同住宅の建設費への補助（35万円/戸）
- ・地域優良賃貸住宅の建設費への補助（70万円/戸）
- ・宅地整備への補助（50万円/区画）

○市民向けの支援

- ・戸建て住宅・分譲住宅の建設・取得に対する補助（30万円/戸）
高齢者と同居等の場合（+10万円/戸）
区域外からの転入の場合（+10万円/戸）
- ・リフォーム補助（30万円/戸）

○実績（平成19年9月～30年3月）

合計746件 1,824戸

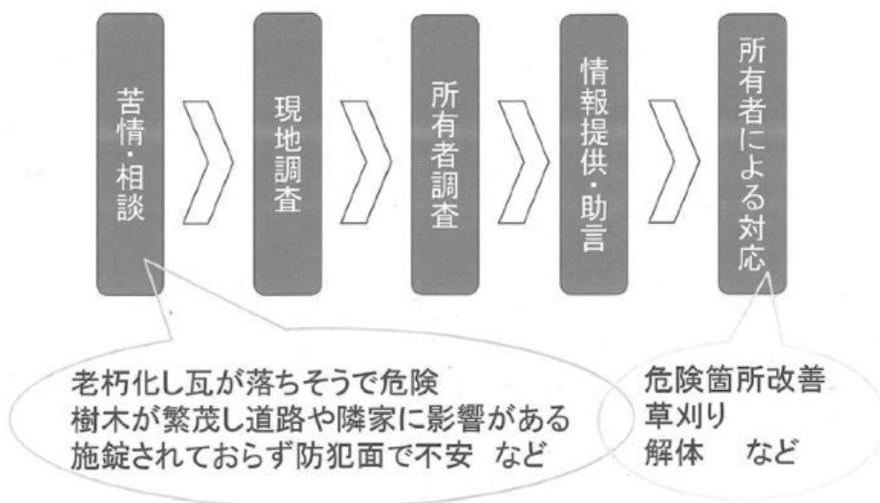
まちなかりフォーム・公共交通沿線リフォーム事業

まちなか区域、公共交通沿線区域における住宅のリフォームについて、工事費の一部の助成を実施（ただし、まちなか区域の人口増加に寄与する場合に限る）

⇒補助額＝（住宅リフォームの対象工事費）×10%（最大30万円／戸）

⑤問題のある空き家への対応

問題のある空き家は、市民の安心・安全な暮らしを守る観点から、所有者への働きかけや「空家特措法」に基づいた措置など、問題解決のための対応を図る。



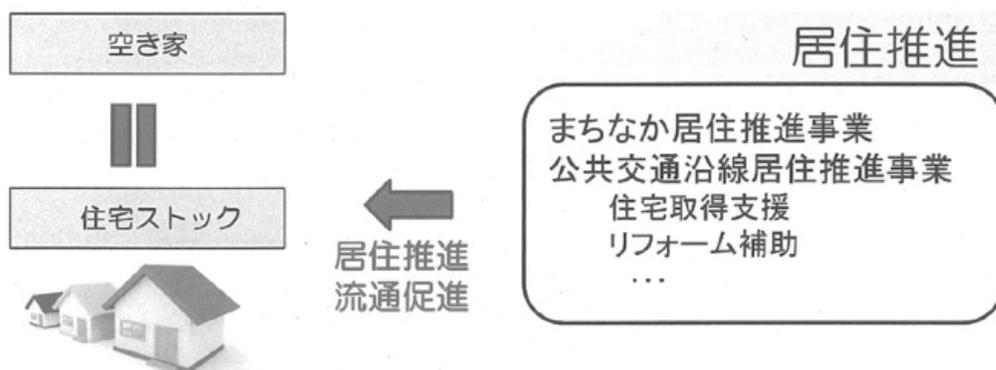
【苦情・相談を受けた空き家所有者等への連絡・助言の流れ】

- ・苦情が寄せられた空き家の所有者に対する連絡・助言として、「富山市空家基礎調査」や「富山市所有者意向調査」などの結果や町内会からの情報などにに基づき整備した空き家情報データベースを活用し、適正な維持管理の促進や問題解決を図る。

※確認した所有者の対応状況（平成28～30年度末における362件のうち）

空き家を除却した・・・23件	空き家の一部を撤去した・・・2件
屋根などの修繕を行った・・・11件	庭木の剪定などの管理を行った・・・17件

- ・問題のある空き家とならないために、空き家を「一戸の建物」として扱うのではなく、地域特性を活かした利活用を促進する。



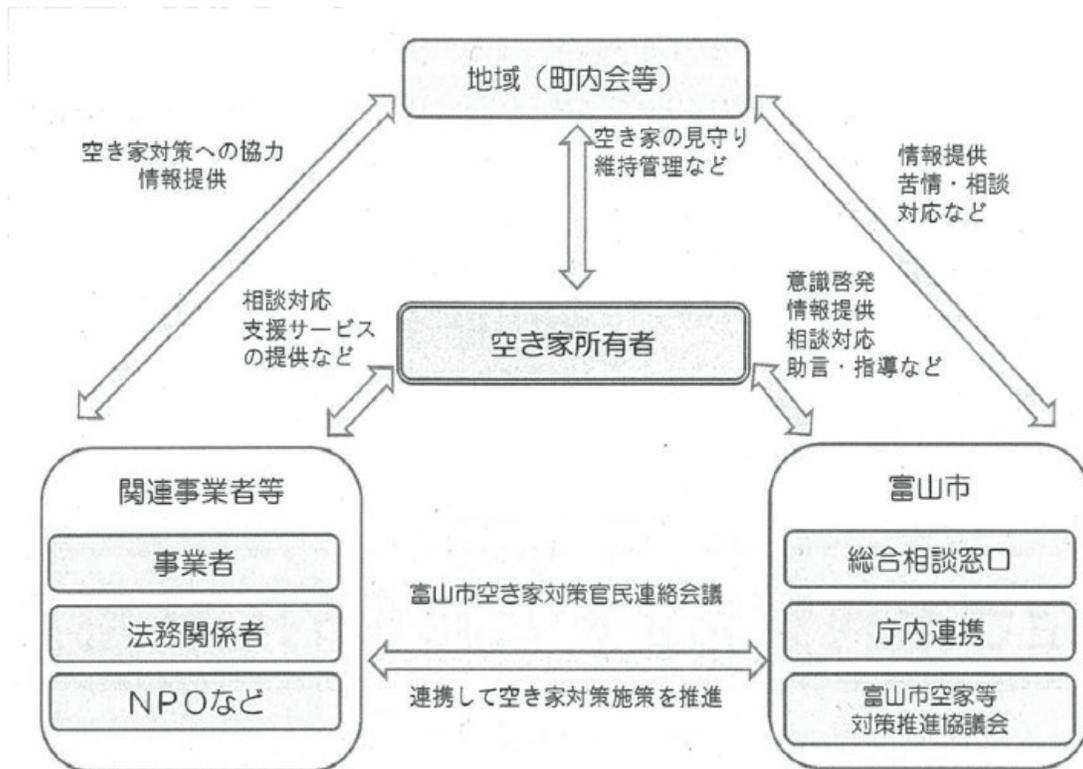
⑥空き家に関する相談体制の整備

空き家に関する様々な問題の解決を支援するため、庁内組織の連携や、外部専門家などとの連携による相談体制を整備する。

- ・空き家の所有者が抱える悩みは多様であり、相談内容に応じて専門家が対応することが効果的であることや、空き家の所有者には「どこに相談してよいか分からない」との意見も多いことから、外部の専門家など多様な主体が連携した相談体制の整備が重要。⇒「富山市空き家対策官民連絡会議」を設置（平成29年度）

○協議及び活動事項

- 空き家の現状や実態把握に関すること
- 空き家の適正管理（所有者に対する啓発、相談、管理への支援等）
- 空き家の利活用に関すること
- 空き家対策における協働事業に関すること
- その他会議において必要と認められること



【空き家に関する相談体制の流れ】

(2) 今後の取り組み

○空き家の利活用モデル事業

空き家を放置すると、まちの生活環境や魅力を損ね、さらに空き家が増加するという問題に繋がることから、古い空き家を歴史・文化を担う「資産」と捉え、そのモデルケースを示す。



⇒八尾地域滞在型体験施設整備（八尾旧町で3棟整備）

